

# きめ細かなサービスで老後も安心

## お年寄りの暮らしに役立つ福祉サービスあれこれ

現在市内に住んでいる65歳以上のお年寄りは、約1万3千人。その中には、健康で不自由なく暮らしている人もいますが、支援が必要な人もいます。そうした人たちのために、一つは介護保険制度があります。そして、もう一つは、介護は不要だが要介護状態になる前の予防や生活支援が必要な人への自立支援としてのサービスがあります。ここではこれらの保健・福祉サービスについてお知らせします。



### 介護保険制度によるサービス

介護保険のサービスを利用するには、申請して認定を受ける必要があります。要支援・要介護と認定されると下表のようなサービスを受けることができます。

介護保険で受けられるサービス		
	サービスの種類	サービスの内容
在宅サービス	訪問介護 ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事を援助します。
	訪問入浴	訪問入浴車が家庭を訪問して入浴を行います。
	訪問看護	看護師などが家庭を訪問して看護サービスを提供します。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが家庭を訪問して機能回復訓練を行います。
	通所リハビリテーション(デイケア)	老人保健施設などで入浴・食事・機能回復訓練などのサービスを行います。
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理・指導を行います。
	通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターで送迎・入浴・食事などのサービスを行います。
	短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	介護する人が介護疲れなどで介護ができない場合、介護保険施設などで一時的に介護します。
	痴ほう対応型共同生活介護(痴ほう性老人のグループホーム)	グループホームでの生活介護をします。
	有料老人ホームなどでの介護	有料老人ホームなどでの介護を援助します。
施設サービス	福祉用具の貸与・購入費の支給	車いすやベッドなどの介護用品の貸し出しや入浴補助用具などの購入費を年10万円を上限として支給します。
	住宅改修費の支給など	手すりの取り付けや段差の解消など住宅の小規模な改修費を20万円を上限として支給します。
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型医療施設・老人性痴ほう疾患療養病棟)に入所できます。	

痴ほう対応型共同生活介護と施設サービスは、要支援と認定された人は利用できません。

#### 在宅介護支援センター









高齢者の福祉や介護に関する相談に24時間体制で応じるとともに、介護保険の申請代行や介護保険のトラブルにも対応します。なお、相談・申請代行などは無料です。

- ・成田市中央在宅介護支援センター(市役所高齢者福祉課内・☎24-1294)
- ・成田ニュータウン在宅介護支援センター(保健福祉館内・☎27-1294)
- ・セントアンナ在宅介護支援センター(本三里塚226-1・☎35-6071)
- ・在宅介護支援センター玲光苑(押畑896-4・☎24-2251)
- ・アイリス成田在宅介護支援センター(公津の杜3-4-14・☎20-7302)
- ・在宅介護支援センター成田苑(大室1783-22・☎36-6331)

## 介護保険制度以外のサービス

介護保険制度以外のサービスには、下表のようなものがあります。また、介護保険に該当しない人でも、日常生活に支援が必要な場合は、市からホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付・貸与のサービスが受けられます。

安心をお届けします	
 <p>配食サービス</p>	<p>自分で調理することが困難な人に対し、栄養のバランスがとれた食事(1月1日～3日を除く毎日)をお届けするとともに安否確認をします。</p> <p>利用できる人...おおむね65歳以上の一人暮らし(日中独居含む)または高齢者世帯</p> <p>利用料...1食300円</p>
 <p>寝具乾燥サービス</p>	<p>寝具を自然乾燥させることが困難な人を対象に、専門業者が自宅に伺い寝具の乾燥を行います。</p> <p>利用できる人...おおむね65歳以上の一人暮らしの人など</p> <p>利用回数...月1回</p> <p>利用料...無料</p>
 <p>福祉電話の貸与・料金助成</p>	<p>近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などのために電話の貸し出しを行い、併せて電話料金(基本料金+通話料300円まで)を助成します。すでに電話がある人には電話料金を助成します。</p> <p>利用できる人...65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で前年所得税非課税世帯</p>
 <p>移送サービス</p>	<p>一人で外出が困難な高齢者を対象に、通院など自宅から目的地まで車いすごと乗れる自動車で送迎します。</p> <p>利用できる人...一人で外出が困難な60歳以上の人で、あらかじめ社会福祉協議会に会員登録が必要</p> <p>年会費...2,400円</p> <p>利用料...片道の走行距離が25km以内の場合は500円。25kmを越える場合は800円</p>
 <p>福祉カーの貸し出し</p>	<p>高齢者などの外出・通院などに、車いすや簡易ベッドのまま乗り降りできるリフト付きワゴン車を貸し出します(運転手は付きません)</p> <p>利用できる人...高齢者およびその家族</p> <p>利用料...無料(ガソリン代自己負担)</p>
 <p>緊急通報装置の設置</p>	<p>自宅での急病や事故の際、身に付けているペンダント型の発信機のボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配など、迅速かつ適切に対応する装置を設置します。</p> <p>利用できる人...65歳以上の一人暮らし(日中独居を含む)または高齢者世帯</p> <p>利用料...前年の所得税非課税世帯は無料、課税世帯はレンタル料1,750円</p> <p>設置料...非課税世帯や一人暮らしは無料、課税世帯は7,900円</p>

介護を応援します	
住宅改造費の助成	住宅改造費は、20万円までは介護保険から、それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成します。改修の計画段階でご相談ください。限度額は、課税世帯が266,000円(補助率2/3)、非課税世帯が500,000円。
SOSネットワーク	痴ほうなどによる行方不明者を各種団体の協力を得て一斉ファクシミリ通報したり、防災無線により捜索確認を行ったりします。
徘徊高齢者等位置探索サービス	徘徊するお年寄りの居場所を早期に発見できる衛星回線を利用した機器を貸し出します。 利用料...月500円
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な痴ほう性高齢者の成年後見利用の申し立てについて支援します。また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。
福祉手当	ねたきり老人等介護者手当は、月額12,000円を、また、ねたきり老人等福祉手当と重度痴ほう性老人介護者手当は月額13,000円を支給します。
紙おむつの給付	在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは痴ほうなどの人(おおむね65歳以上)に紙おむつを宅配します。

介護保険について詳しくは介護保険課(☎20-1545)へ。介護保険以外のサービスについて詳しくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。なお、福祉カーの貸し出しについては障害者福祉課(☎20-1539)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27-8010)へ。